

民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(10)

目次

第1	債権の目的（法定利率）	1
第2	債権譲渡	13
1	債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）	13
2	対抗要件制度（民法第467条関係）	17

第1 債権の目的（法定利率）

(0) 総論

1 法定利率の改正の必要性

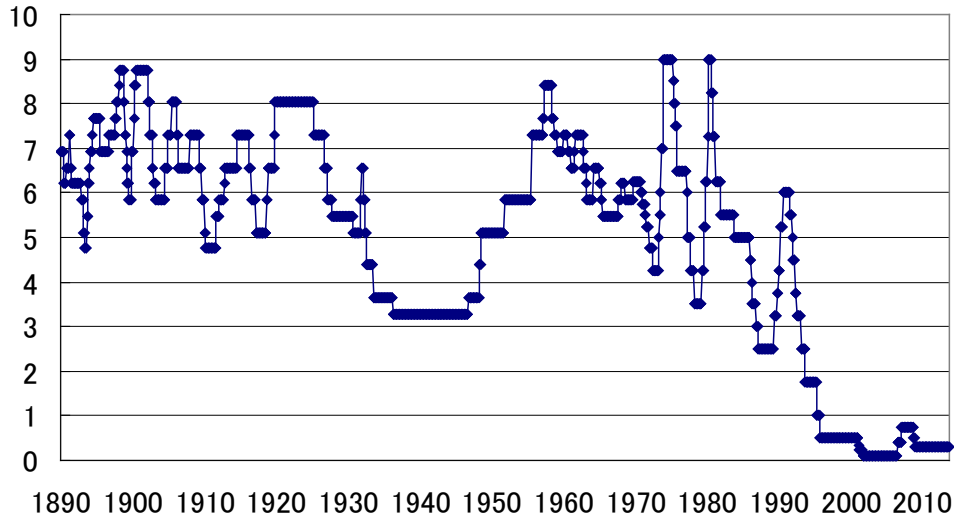
利息は、契約によって発生するほか、契約を解除し金銭を返還するとき（民法第545条第2項）や、悪意の受益者が利益を返還するとき（同法第704条）などに法律の規定によっても発生し、民法上利息として規定されているものの法的性質は一律ではない。そして、利息の約定があるものの利率の定めがない場合や、利息が法律によって生ずることとされる場合のように、利率に関する当事者の意思表示がないときには、いずれも年5パーセントの法定利率によるとされる（同法第404条）。そのほか、金銭債務の不履行の場合における損害賠償額の算定（同法第419条第1項）にも年5パーセントの法定利率が用いられている。

現行民法が法定利率の割合を年5パーセントと定めたのは、法定利率は市中における通常の金利水準に合致したものでなければならず、立法時にはそれが年5パーセントと考えられたことによる。もっとも、これは当面の値であり、経済変動に応じて法定利率を改正する必要性が生じ得ることも、立法当初から指摘されていた。

しかし、実際にはこれまで法定利率が改正されることはなく、その結果、市中の金利と法定利率との間には大きな乖離が生ずるようになった（後掲図1参照）。特に1990年代後半から我が国の市中の金利は極めて低い値で推移しており、法定利率が市中の金利を大幅に上回っている状態が続いている。このような状態においては、法定利率が適用されると、債権者にとっては市中の金利より相当に有利となる反面、債務者にとっては不利となるため、当事者の公平を害しているとの指摘がある。一方で、それ以前には、市中の金利が法定利率を上回っている状態の時期もあった。このような状態では、債務者にとっては、他から融資を受けて弁済資金を調達し、債務を履行するよりも、履行を遅滞したまま放置していた方が計算上は有利であるから、債務の支払遅延を招くおそれがある。

そこで、このような市中の金利と法定利率との間に大きな乖離があることによる不合理な現状を是正するべく、金利計算の簡明さを保ちつつも、法定利率をその時々における市中の金利の水準に可及的に合致させるための改正が必要となる。

図 1：基準割引率および基準貸付利率の推移*



*2001年より前は公定歩合と呼ばれていた。

2 法定利率を変動制とする必要性

法定利率を市中の金利の水準に可及的に合致させる改正を行うに当たっては、市中の金利の動向等に連動して法定利率が自動的に変動するような枠組み（変動制）を採用すべきである。法定利率の値は、債権者と債務者の利益が先鋭に相反する事柄であるため、適宜の時期にその時点での経済変動等を考慮しつつ法改正の要否等を判断することとするよりも、客観的な基準をあらかじめ策定して機械的に変動させることとする方が、様々な事情により改正の時期を逸することもなく、社会全体としての予測可能性が高いといえるからである。

(1) 変動制による法定利率

民法第404条を次のように改めることが考えられるが、どのように考えるか。

ア 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、当該利息が生じた時の法定利率による。

イ 法定利率は、各年ごとに、ウに規定するところにより定まる。

ウ 各年の法定利率は、直近の法定利率の変更があった年（以下「直近変更年」という。）の基準割合と当年の基準割合との差が0.5に満たないときは直近変更年の法定利率と同じ割合とし、0.5以上であるときはその差〔に応じて法務省令で定める0.5刻みの割合〕を直近変更年の法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

エ 上記ウの基準割合とは、法務省令で定める前年又は前々年の連続した12か月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として法務大臣が告示する割合をいう。

○中間試案第8、4(1)(2)「変動制による法定利率」「法定利率の適用の基準時等」

(1) 変動制による法定利率

民法第404条が定める法定利率を次のように改めるものとする。

ア 法改正時の法定利率は年〔3パーセント〕とするものとする。

イ 上記アの利率は、下記ウで細目を定めるところに従い、年1回に限り、基準貸付利率（日本銀行法第33条第1項第2号の貸付に係る基準となるべき貸付利率をいう。以下同じ。）の変動に応じて〔0.5パーセント〕の刻みで、改定されるものとする。

ウ 上記アの利率の改定方法の細目は、例えば、次のとおりとするものとする。

(ア) 改定の有無が定まる日（基準日）は、1年のうち一定の日に固定して定めるものとする。

(イ) 法定利率の改定は、基準日における基準貸付利率について、従前の法定利率が定まった日（旧基準日）の基準貸付利率と比べて〔0.5パーセント〕以上の差が生じている場合に、行われるものとする。

(ウ) 改定後の新たな法定利率は、基準日における基準貸付利率に所要の調整値を加えた後、これに〔0.5パーセント〕刻みの数値とするための所要の修正を行うことによって定めるものとする。

(注1) 上記イの規律を設けない（固定制を維持する）という考え方がある。

(注2) 民法の法定利率につき変動制を導入する場合における商事法定利率（商法第514条）の在り方について、その廃止も含めた見直しの検討をする必要がある。

(2) 法定利率の適用の基準時等

- ア 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、利息を支払う義務が生じた最初の時点の法定利率によるものとする。
- イ 金銭の給付を内容とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った最初の時点の法定利率によるものとする。
- ウ 債権の存続中に法定利率の改定があった場合に、改定があった時以降の当該債権に適用される利率は、改定後の法定利率とするものとする。

(説明)

1 変動制の基本的な仕組み

まず、法改正時点における市中の金利水準というべき値を当初の法定利率（以下「初期利率」という。）として定める。その上で、市中の金利の変動を適切に反映する指標（以下「基準金利」という。）を選び、その増減を法定利率に反映することとする。

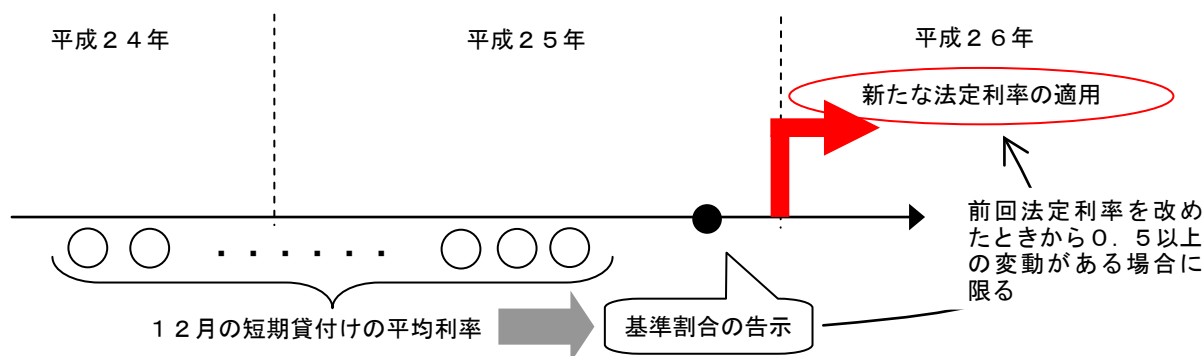
市中の金利はその役割によって様々であると同時に、互いに関連して変動している。このことを踏まえると、特定の市中の金利をそのまま法定利率とするよりも、まず一定の政策判断の下で市中の金利水準に近い一定の値を初期利率として選択した上で、基準金利の変動幅を一定のルールの下で初期利率に反映させるのが適切と考えられるからである。

2 変動の基準となる金利（素案(1)エ）

基準金利には、銀行が行う短期貸付けの平均利率を用いることとする。銀行は、国民一般から預金を受け入れるとともに、間接金融の中心的役割を果たしている。そのため、銀行が行う貸付けの利率の変動が、市中における金利の動向を表す指標として適切である。

具体的には、日本銀行が毎月発表する、国内銀行の「貸出約定平均金利（新規・短期）」（国内銀行の当該月末貸出残高のうち、当月中において実行した貸出で、約定時の貸出期間が1年未満の貸出に関する利率の平均）の12か月の平均（以下「基準割合」という。）を計算し、その結果を法務大臣が告示する。

図2：変動制の基本的な仕組み



「貸出約定平均金利」として公表される金利には、長期・短期、ストック・新規の別

がある。長期の貸出は、約定時の貸出期間が1年以上の貸出であり、企業の設備投資用の貸出などが想定され、将来の物価変動の予測や短期金利の推移などの影響を受ける。他方、短期の貸出は、企業の運転資金用などであり、その時点の経済情勢の影響を強く受ける。法定利率は、それが適用される時点の経済情勢をより反映したものとするのが適切であると考えられることから、短期の貸出金利を参照することとする。また、ストックは、当該月末時点において残高のあるすべての貸出に関するものであり、貸出期間が長期にわたる貸出の利率の影響が強く出ることから、新規の貸出金利の平均値を用いる方が合理的である。ただし、ある月の新規・短期の貸出金利の数値をそのまま用いるのでは、その月の特殊な要因に左右される可能性があることから、12か月の平均とすることとした。

法務大臣による告示の時期や具体的にどの12か月間の平均をとるかといった技術的・細目的事項については、法務省令に委任することとする。

法定の利率を変動させる基準として国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）を用いる例として、租税特別措置法による還付加算金（国から納税者への還付金等に付される利息）や延滞税等の特例がある（租税特別措置法第93条、第94条、第95条。当該部分については平成26年1月1日施行。）。

なお、中間試案では、基準貸付利率（日本銀行法第15条第1項第2号、第33条第1項第2号。かつて公定歩合と呼ばれていた利率）を用いることが検討されていた。確かに、現在日本銀行が採用している補完貸付制度の下では、基準貸付利率は無担保コールレート（オーバーナイト物）の上限を画する機能はある。しかし、無担保コールレート（オーバーナイト物）の実勢の変動幅をどの程度まで認めて、上限である基準貸付利率を設定するかは、経済状況に鑑みて金融政策の一環として判断されるものであり、無担保コールレートの実勢の水準と基準貸付利率の間には必ずしも理論的な一定の法則性が想定されるものではない。そのため、基準貸付利率の変動と市中金利の変動との関連性は弱いものでしかなく、法定利率の変動の基準としては上記の国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）によるのがより適切であると考えられる。

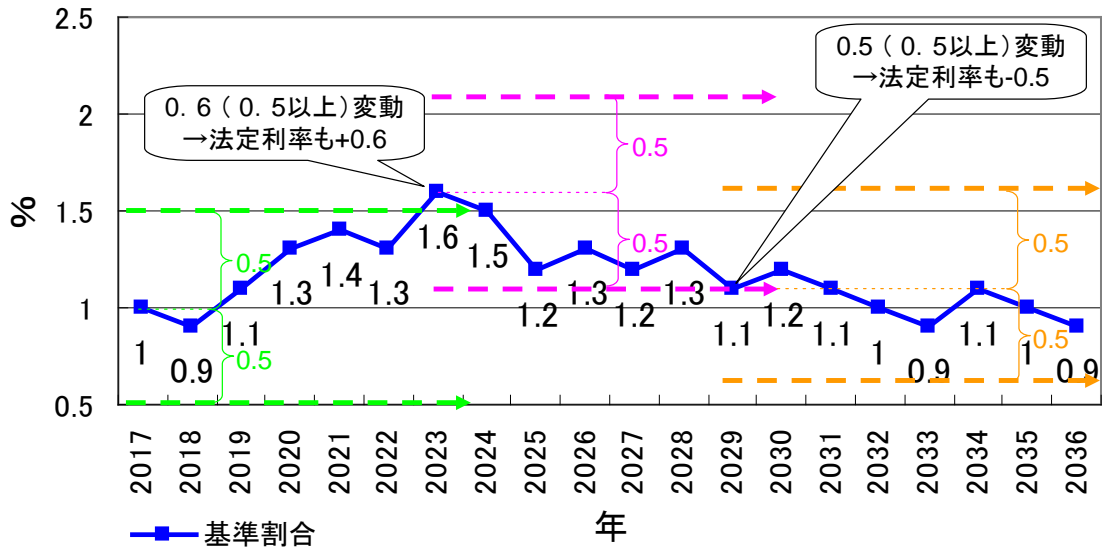
3 変動の頻度等（素案(1)ウ）

市中の金利は頻繁に変動しており、これを示す指標が変動した場合に常に法定利率を連動させると、実務の負担が過大になる。法定利率を変動させる場合であっても、多数の債権を管理する事務処理の負担を極力軽減すべきであるという指摘は、パブリック・コメントでも多く寄せられている。そこで、法定利率を一定の指標に連動させるとしても、ある程度緩やかに変動が生ずることとする必要がある。

具体的には、法定利率の変動は最短でも1年に1回に止める。さらに、基準割合に0.5以上の変更（直近に法定利率の変更があった年における基準割合との差による。）があった場合に限り変動させることとする（架空の数値に基づいて、法定利率の変動の態様のイメージを示すものとして後掲図3参照。）。

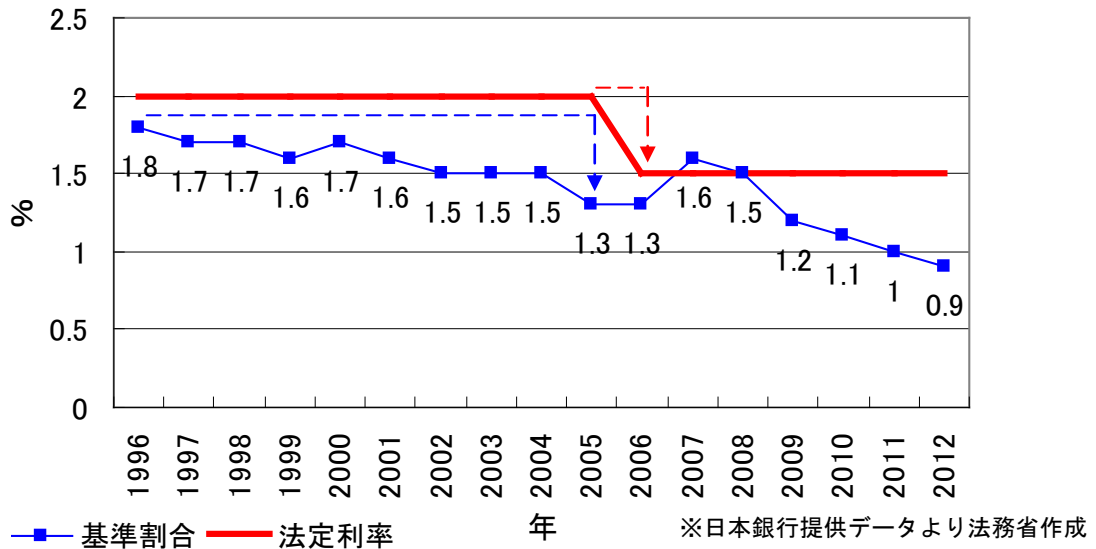
加えて、法定利率の数値をさらに取り扱いやすいものとするために、法定利率が0.5刻みの数値とするための修正をすることも考えられる。素案(1)ウのブラケットはこれを示すものである。

図3：基準割合が0.5以上の差がある場合に限って変動する仕組み
（架空の数値によるイメージ）



なお、平成8年（1996年）以降の貸出約定平均金利について、試みに基準割合を算出すると、次の図4の青細線のとおりである。また、仮に1996年に利率の変動制が導入され、その初期利率が2パーセントであったとして、基準割合の変動幅に基づく上記の制度を適用していたと仮定した場合には、法定利率は、図4の赤太線のように推移する。このグラフからは、1年に1回の基準割合の変更で、その変動幅が0.5以上に達した場合に限ることとした場合には、法定利率の変更は、数年に一度程度の頻度に止まることになることが推測される。

図4：基準割合と法定利率の推移シミュレーション



4 法定利率の適用の基準時（素案(1)ア）

素案(1)アでは、法定利率の適用の基準時は利息が生じた時としている。

また、利息を生ずべき債権（元本債権）が存続する間に法定利率が変動したとしても適用される法定利率は変わらないこととしている。元本債権の存続中にこれに適用される法定利率が変わるとすると、事務的な負担が大きいとの指摘もあり、これまで長年にわたって固定された法定利率で実務が運用されてきたことも考慮に入れれば、上記の意味での利率の変動への対応が大きな負担となることは否めない。そこで、元本債権が存続している間に法定利率が変更されても、当該債権に適用される利率は改定されないこととし、より簡潔な制度とするものである。

(2) 改正法施行時における法定利率（附則）

改正法施行時における法定利率について次のような規定を設けることが考えられるが、どのように考えるか。

ア 改正法施行時の法定利率は、年[3パーセント]とする。

イ 上記アにかかわらず、法案提出時に前提とした基準割合と改正法施行日の直近の基準日における基準割合とに差がある場合には、上記(1)ウに定めるところに準じてその差をアの割合に加算又は減算をする。

(説明)

素案(2)アでは、法改正時の法定利率を示している。変動制における初期利率を定めるに際しては、市中の金利の水準に近い値とする観点から、何を参照し、どのような考慮に基づいて定めるかが問題となるが、仮に、以下のような現在の金利の事情を踏まえると、現在の市中の金利の水準としては年[3パーセント]程度と判断するのが妥当であると考えられる。すなわち、国内銀行の貸出約定平均金利は1パーセント弱程度に止まっているが、これは貸出残高に応じた加重平均値であることから、比較的低金利で貸出額の大きい企業等の大口顧客の融資に大きく影響されている可能性がある。また、日本政策金融公庫の中小企業事業基準金利等は2パーセント弱程度の水準となっている。他方、個人が取引主体となっている金融取引を見ると、住宅ローンが2パーセント強、貸金業者による個人向け貸出金利は12.8パーセントとなっているが、後者は金融取引全体で見ればそれほど大きな割合ではないことをも考慮する必要がある。

法案提出時には近接した時点における市中の金利の水準を踏まえて法定利率を定める。その後、改正法の施行時には、法案提出時に前提とした基準割合と施行時の基準割合の差に基づいて施行時の最初の法定利率を定めることとする。

表 1 : 現在の金利の水準 (平成 25 年 7 月)

(パーセント)

預金金利	普通預金			0.020
	定期預金新規受付平均金利			0.279
貸出金利	貸出約定平均金利 (新規)	短期	国内銀行	0.969
			都市銀行	0.653
			地方銀行	1.757
			第二地方銀行	1.980
			信用金庫	2.353
	長期	国内銀行	0.947	
		都市銀行	1.034	
		地方銀行	1.189	
第二地方銀行		1.488		
		信用金庫	1.932	
住宅ローン	変動			2.475
日本政策金融公庫 中小企業事業基準金利 (5年以内)				1.70
貸金業者による消費者 向貸付 (平成25年3月末)※ 1				12.80
無担保コールレート・オ ーバーナイト				0.073
長期国債(10年) 新発債流通利回				0.795
【参考】基準割引率およ び基準貸付利率				0.30
【参考】東証第一部株式 平均利回り(加重)※2				1.72

出典：日本銀行「金融経済統計月報」「貸出約定平均金利」

※1 金融庁「貸金業関係資料集」(平成25年9月)より

※2 東京証券取引所ホームページより(加重平均利回りは、単純平均利回りに上場株式数によるウェイトを付けたもの。)

(3) 金銭債務の損害賠償額の算定に関する特則

民法第419条第1項を次のように改めることが考えられるが、どのように考えるか。

金銭の給付を内容とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った時の法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、その約定利率による。

(説明)

素案(3)では、法定利率について変動制を採用するのに合わせ、民法第419条第1項本文も改めることとしている。金銭債務の不履行における損害賠償の額についても、素案(1)の説明4と同様の理由から、一定の基準時における法定利率を適用することとし、金銭債務の不履行による損害賠償債務の発生時、すなわち、金銭債務の遅滞の時の法定利率を適用することとする。

(4) 中間利息控除

法定利率について変動制を採用した場合であっても、損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行うときは、その控除の割合は、一定の時点（例えば、損害賠償請求権が生じた時等）の法定利率によるものとするという考え方があるが、どのように考えるか。

○中間試案第8、4(3)「中間利息控除」

損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合には、それに用いる割合は、年[5パーセント]とするものとする。

(注) このような規定を設けないという考え方がある。また、中間利息控除の割合についても前記(1)の変動制の法定利率を適用する旨の規定を設けるという考え方がある。

(説明)

1 現在の状況

中間利息控除は、不法行為等に基づく損害賠償額の算定に当たり、将来の逸失利益や出費を現在価値に換算するために、損害賠償額算定の基準時から将来利益を得られたであろう時までの利息相当額（中間利息）を控除することをいう。実務上広く行われているが、民法には中間利息の算定方法についての規律はない。

裁判実務においては、中間利息控除における利率としては法定利率を用いるのが一般的であったが、これと異なる判断がされる裁判例もみられた。中間利息控除の利率は逸失利益の算定に大きな影響を与えることから、地域間格差を是正し、被害者相互間の公平を図る観点から、平成11年に東京地裁、大阪地裁、名古屋地裁の各交通部によって、特段の事情がない限り年5パーセントを採用するとの共同提言が行われた。しかし、この共同提言がされた後も、長期にわたる低金利を反映して年5パーセントよりも低い利

率を採用する裁判例が散見されたところ、平成17年に、最高裁は、法的安定性や統一的处理の必要性等を理由に、民法所定の法定利率を用いるべきであると判断した（最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁）。このような経緯により、現在は年5パーセントを用いる実務が安定的に運用されているが、中間利息控除は将来の請求権を現在価値に換算する操作であるのだから市中の金利とかけ離れた数値を用いるのは問題であるとの批判はなお存在する。

2 問題の所在

法定利率を変動制に改めた場合には、中間利息控除に用いる割合として、変動することとなった法定利率を用いるのか、用いるとした場合にどの時点の法定利率によるのかといった問題が生ずる。

(1) 法律上手当てをしないという考え方

この問題については、法律上は手当てをせず、解釈に委ねるという考え方がある。今回の改正作業においては、損害賠償額の算定に関する現在の実務運用に関する全般的な議論を行っていないにもかかわらず、中間利息控除に用いる割合だけを取り出して法定することは不相当であるとするものである。これに対しては、中間利息控除に用いる割合についてなんら基準がないと、損害賠償額算定の実務に混乱が生ずるおそれがあるとの指摘がある。確かにこの説明の1で述べたように、法的安定性や統一的处理の強い要請を反映して平成17年の最高裁判決が出されるに至った経緯を踏まえると、法律で何らの指針も定めず単に解釈に委ねることには疑問がある。

(2) 中間利息控除をする場合に、年5パーセントの割合を用いることを法定する考え方（中間試案第8、4(3)）

中間試案においては、中間利息控除における利率を法定利率にかかわらず年5パーセントに固定することが提案されていた。これは、法定利率を変動制とした場合には法定利率をそのまま中間利息控除に利用する根拠は弱まると考えられることや、實際上、どの時点の法定利率を参照すべきか等の疑義を生ずることが考慮されたものである。

しかし、この考え方に対しては、パブリック・コメントにおいて、①中間利息控除は原則として運用利率に近い利率で行うべきであり、5パーセントは高過ぎる、②法定利率と中間利息控除の割合との比較において後者だけ高いまま固定されることは被害者の救済の観点から著しく不合理である、といった反対意見が多く寄せられた。

確かに、法定利率については市中の金利の水準に合わせるために実質的に引き下げることとなる改正を行いながら、中間利息控除における利率を現実の運用利率より相当に高い利率に固定することには、疑問があり得る。また、例えば、法定利率が3パーセントとなった場合を想定すると、損害額は5パーセントで割り引かれた額とされながら、損害賠償金の支払遅滞時に付加される遅延損害金は3パーセントとなるため、被害者の納得感を得られにくい構造となっているとの問題がある。

(3) 中間利息控除をする場合に、法定利率を用いることを法定する考え方

中間試案に対する批判を踏まえ、市中における金利に近い利率を中間利息控除に使用する方向での規定を設けることとする場合には、専ら中間利息控除に用いる数値を

新たに法定するか、変動制の法定利率を用いるかという選択肢がある。しかし、前者の考え方については、そもそも、損害発生までの期間の長短に応じた資金運用利率の予測に基づいて新たな利率を法定することとなるが、それは容易ではないため、必ずしも現実的な選択肢とはいえない。そこで、現在の判例と同様に、法定利率を用いる後者の考え方について検討をする。

なお、仮に今回の改正で中間利息控除に法定利率を用いることとしたとしても、将来、損害賠償額の算定に関する全般的な議論を行う際にその議論を拘束する趣旨を含むものではない。

ア 社会的影響について

中間利息控除に改正後の法定利率を用いることとした場合には、次のような実社会への影響があり得るが、どのように考えるか。

第一に、中間利息控除を行う場合の利率に改正後の法定利率を用いるとすれば、改正法の施行時には中間利息控除の利率が例えば2パーセント程度下落することが予想され、これに伴って中間利息控除を行う損害に関しては、賠償すべき損害額が上昇する。この点については、中間利息控除において使用する法定利率が市中金利に近い水準になったことによるものであり、正当とする意見があり得る。他方で、賠償すべき損害額の増加を来すような改正は、不法行為法における損害論の見直しの機会に行うべきであるとの考え方もあり得る。どのように評価すべきか。

また、法定利率の変動に伴って賠償すべき損害額が変動すると、損害保険の内容について見直しが必要になる可能性がある。この見直しの頻度が高くなると、損害保険会社には保険の見直しに係るコスト増が発生する（これは、ひいては、自動車事故等を対象とする損害保険の保険料に影響を与える可能性がある。）。また、法定利率の変動に伴って保険金支払額に変動が生じ得るため、保険契約者にとって保険料の支払時と実際の事故時で想定された損害賠償額の水準が異なり得るという問題もある。これらの社会的コストをどのように考えるか。なお、これらのコストを低減する観点から、法定利率の変動制を採ることを前提としつつも、その変動の頻度等を小さくし、あるいは変動後の法定利率が実際に適用されるまでの時間的な余裕を長くするといった手当を更に行うことも考慮に値するものと考えられる。

第二に、法定利率に伴って中間利息控除に用いる割合も変動をすると、被害者が被害を受けた時期によって、仮に他の要素が全く同じであったとしても損害賠償額が異なり得ることとなるが、どのように考えるか。なお、これは、変動制を採る以上は不可避免的に生ずる問題であるが、仮に固定制（法律上、法定利率を3パーセントなど特定の数値で定める方式）を採用したとしても、改正法施行時には生ずる問題であり、また、固定制を前提とした上で市中の金利に合わせて法改正をするとの施策をとる場合にも、やはり改正法の施行時ごとに生ずる問題である。

イ 判例との関係

中間利息控除をする場合にも改正後の法定利率を用いる考え方と前掲平成17年最判との関係について検討する。この判例が民法第404条の法定利率を中間利息控除に適用することとした主な理由は、法的安定及び統一的処理を確保することに

あり、これを正当化する根拠として次の点が挙げられている。すなわち、①法定利率が我が国の一般的な貸付金利を踏まえ年5パーセントとして定められたものであること、②将来の請求権を現在価値に換算するのに当たって、法的安定及び統一的処理が必要とされる他の場面では、現行法では法定利率により中間利息を控除する考え方が採用されていること（民事執行法第88条第2項等）、③被害者の将来の逸失利益を現在価値に換算する場合にも法的安定及び統一的処理が要請されることである。法定利率を変動制に改めるという法改正を前提に、これらの根拠との齟齬が生ずるか検討すると、①については、法定利率を市中の金利の水準に近いものに設定すべきであるという基本的な考え方に変更はなく、むしろ、より近接性の高いものとする方向での改正であると評価することができる。また、②と③で指摘されているような中間利息控除についての基本的な考え方や法制度の在り方についても、今般の改正において変更を加えることは想定されていない。したがって、法定利率を変動制に改めても、上記判例が指摘するこれらの根拠は引き続き妥当すると考えられるが、どうか。

ウ 中間利息控除を行う場合の利率の基準時

中間利息控除における利率として改正後の法定利率を採用するに当たっては、例えば、不法行為後、損害賠償の支払を受けるまでの間に法定利率の変動が生じた場合に、どの時点における法定利率の値を用いて中間利息控除を行うべきかについて、新たに規律を設ける必要がある。

この点については、法的安定性や当事者の公平を図る観点から、客観的に定まる時点とすることが適切であり、例えば、損害賠償請求権が発生した時点を基準時とすることが考えられるが、どうか。

第2 債権譲渡

1 債権の譲渡性とその制限（民法第466条関係）

- (1) 民法第466条については、当事者間の特約（譲渡制限特約）によって弁済の相手方を固定することができるが、譲渡制限特約違反の譲渡を有効とする方向で改正する考え方が取り上げられているが（部会資料74A第1、1）、これに加えて、債権譲渡による資金調達の促進を図るという観点から、さらに一定の限度で譲渡制限特約の効力を制限する規定を設けるという考え方があるが、どのように考えるか。
- (2) 民法第466条を部会資料74A第1、1の内容に改める場合には、預金債権を対象として、当事者間の特約によって譲渡を無効とすることができる旨の規律を設けるべきであるという考え方がある。このような規律の要否について、どのように考えるか。

（説明）

1 譲渡制限特約（譲渡禁止特約）の効力を制限する規定の必要性

現行法の下で、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の障害となっているとの指摘があることについては、部会資料74A第1、1の説明に記載のとおりである。

このような指摘をする立場からは、民法第466条を部会資料74A第1、1の内容に改めることについては基本的に歓迎する意見が示されているが、債権譲渡による資金調達の促進を図るためには、更にこの目的達成のために必要な規定を付け加えることが望ましいと主張されている。

中間試案では、部会資料74Aの内容に加えて、譲渡制限特約付債権が悪意又は重過失の譲受人に譲渡された場合であっても、その譲受人が第三者対抗要件を具備していれば、譲渡人について破産手続開始の決定等があったときや譲渡人の債権者が譲渡制限特約付債権を差し押さえたときには、債務者は譲受人に対して譲渡制限特約を対抗することができなくなる旨の規定を設ける考え方が取り上げられていた（中間試案第18、1(4)ウ、エ参照）。これらの場合には、譲渡がなければ債務者は譲渡人以外の者に対して弁済をしなければならない場面であって、弁済の相手方を固定するという債務者の利益が失われていると評価することができることと、破産手続開始の決定があった場合のように譲渡人の資力が悪化している場合に、譲受人がその債権を譲渡人の他の債権者に優先して回収し得ることが担保されていることは、資金調達の円滑化という観点からは不可欠であるとの指摘があることを理由とするものであった。

パブリック・コメントの手續に寄せられた意見の中には、上記の考え方に賛成する意見があった一方で、これに強く反対する意見が少なくなかった。その理由としては、譲渡人についての破産手続開始の決定があったことなど、債務者とは関係のない事由が生じたことによって、弁済の相手方を固定することについての債務者の利益が奪われるのは不当であるということや、譲渡制限特約を付していても、譲渡人について破産手続開始の決定があったこと等の事由が生じた場合に備えて、第三者対抗要件具備の先後を把握し、管理しておかなければならないという負担が増えるが、これでは譲渡禁止特約に

よって従来保護されてきた債務者の利益が引き続き保護されるとは言い難いということなどが挙げられている。このような意見があったことなどを考慮し、部会資料74Aでは、中間試案第18、1(4)ウ、エの規律を設ける考え方は取り上げていない。しかし、上記のとおり、債権譲渡による資金調達の促進に資する規定を設けることを強く求める意見も少なくないという状況を踏まえると、これに代わる規律を設けることの可否を更に検討する必要があるように思われる。

2 検討

(1) 債権を発生させる契約の性質や契約当事者の属性に着目して、一定の範囲の債権について譲渡制限特約を付すことができないこととする考え方

債権譲渡による資金調達の促進のためには債権の譲渡を制限する特約の効力を無効とすることが望ましいとの指摘があるが、これに対しては強い異論もあり、全面的にこの考え方を採用することが困難であることは、これまでの審議の経緯を踏まえれば明らかである。そこで、債権譲渡による資金調達の促進のために特に必要な範囲に限定して譲渡制限特約を無効とすることの可否を検討すべきであるという意見が、パブリック・コメントの手续に寄せられている。これは、譲渡制限特約が有効であれば、債権譲渡が債務不履行を構成する余地が残り、この場合には譲渡制限特約付債権の譲渡を躊躇することから、この問題を解消することを意図して主張されるものである。

例えば、国際取引における債権譲渡に関する条約では、譲渡される債権を発生させる契約の性質に着目して、一定の範囲のものについて、債権の譲渡を制限する合意があっても譲渡は有効であるとした上で、譲渡を制限する合意違反のみを理由としてもとの契約を取り消すことができないとしており、このような内容の規定を設けるべきであるという意見がある。また、フランス商法典は、商人等の一定の属性の者が債務者となっている債権について、譲渡を禁止する特約を無効としている。

もっとも、契約の性質に着目して、一定の範囲の債権について譲渡制限特約を無効とする規律を設けることについては、資金調達の促進という目的を実現するためには分かりやすいアプローチの方法であるが、契約の性質の決定は実際には困難な場合も少なくないため、実務運用に耐え得る規律となるかという問題がある。また、契約当事者の属性に着目する方法については、資金調達の促進という目的に必要な範囲を適切に切り出すことができるかという問題があるように思われる。

以上のような考え方について、どのように考えるか。

(2) 担保権の実行時に譲受人（担保権者）による直接の引渡請求を可能とする考え方

中間試案第1、1(4)ウ、エの規律が資金調達の円滑化という観点から必須であると主張されてきた理由は、この規律があることによって、譲渡人の無資力のリスクを譲受人が回避することができるところにある。

パブリック・コメントの手续においては、担保権の実行としての差押えがあったときに、譲受人（担保権者）が債務者（第三債務者）から直接取り立てることができるようにすべきであるという意見があった。この規律も、譲渡人の無資力のリスクの回避を可能とすることを目的とするものと考えられるので、この内容について以下検討する。

部会資料74A第1、1の規律は担保権の設定にも適用されるので、譲渡制限特約が付された債権について担保権の設定を受けた悪意又は重過失の担保権者は、担保権を実行して、その債権を差し押さえても、第三債務者は履行を拒絶することができることになる。担保権の実行の場合には、譲受人（担保権者）が譲渡人（債務者）に対して必ず被担保債権を有しているため、担保権の実行時には債権者代位権の要件を充足していることが多い。このため、現行法の下でも、譲渡禁止特約について悪意又は重過失の譲受人に対して債務者が特約を対抗することができる場合であっても、譲受人は、被担保債権を被保全債権として債権者代位権を行使することによって、直接債務者（第三債務者）から取り立てることが可能である。また、譲受人（担保権者）が債権者代位権を行使するのみであれば、債務者（第三債務者）は譲渡人に対して弁済をすることが可能であるが、譲受人（担保権者）が被担保債権を被保全債権として、譲渡制限特約付債権に仮差押えをすることによって、譲渡人（債務者）への弁済をすることもできなくなる。

このように、担保権の実行としての差押えがあったときに譲渡制限特約を対抗することができないとする規律を設けることは、現在でも譲受人（担保権者）が債権者代位権を行使した上で、被代位権利について仮差押えをするという別の法律構成によって事実上可能であることを担保権の実行という手続を採る場合についても可能とするものだから、現在に比して、債務者（第三債務者）の利益を損なうとはいえない。また、債務者（第三債務者）は、執行供託をすることによって債務を免れることも可能である（民事執行法第193条第2項、第156条）。他方、部会資料74A第1、1の考え方を採用して民法第466条を改正した場合には、譲渡人は債務者に対して履行請求をする権限を失うため、譲受人は、有効に担保権を設定している債権を被代位権利として債権者代位権を行使することができなくなるという解釈が成り立ち得る。このため、引き続き債権者代位権の行使が可能であるから、担保権の実行の場合に特約を対抗することができない旨の規定を設けなくてよいということにはならず、譲受人（担保権者）の利益保護のためには新たにこのような規定を設ける必要があると考えられる。

この考え方は、真正譲渡について適用される余地がないので、債権譲渡による資金調達の促進という目的を完全に達成することはできない。中小企業の資金調達の場面では真正譲渡よりも担保の設定のほうが多いと言われることからすれば、中小企業の資金調達にとっては利点があると思われる一方で、譲受人よりも担保権者の方が強く保護されることになることによるため、バランスを失っているという批判があり得る。また、この考え方は、担保権の実行による差押えがあった場合に適用される規律を設けようとするものであるため、債権質については適用されるが、譲渡担保については適用の余地がない。

なお、この考え方を更に進めて、当事者間の特約によって担保権の設定を制限することはできない旨の規律を設けるべきであるという意見もパブリック・コメントの手続には寄せられている。

3 預金債権について

(1) 問題の所在とパブリック・コメントの手續に寄せられた意見

預金債権については、預金約款において譲渡禁止特約が付されているのが一般的であり、これによって円滑な預金の払戻事務が可能になっていると評価されている。また、譲渡禁止特約によって貸付債権と預金債権との相殺の期待が保護されていることも、譲渡禁止特約の重要な機能の一つであるとの指摘がある。

パブリック・コメントの手續に寄せられた意見には、中間試案第18、1の考え方によって民法第466条を改正するのであれば、預金債権については例外的に当事者間の特約によって譲渡を無効とすることを可能とする規律を設けることを求める意見が少なくない。その理由としては、様々なものが挙げられているが、主な理由としては、①預金債権が大量に存在する上に、債権者からの要求があった場合には直ちに払い戻さなければならないものであり、債権者が交替することを認めると、払戻事務を円滑に行うことができず、預金者にとっても支障が生ずることになるというもの、②マネーロンダリングへの対策の要請から、本人確認を厳格に行うことが必要とされているにもかかわらず、債権を譲渡することができるようにしてしまうと、この対策の意義を乏しくしてしまうというものなどである。

(2) 検討

預金債権について現在の民法第466条を維持すべきであるという意見の当否の検討に当たっては、その正当化根拠を何に求めるかということが問題となる。

この点について、パブリック・コメントの手續に寄せられた意見のうち、上記②の理由は、マネーロンダリングへの対策のために厳格な本人確認が必要とされているのは、預金契約に特有の要請ではないことからすると、このことだけでは、預金債権のみを例外とする規定を設ける理由として説得的であるとは言えないように思われる。この理由から預金債権のみを例外とする規定を設ける必要があるというのであれば、預金債権については、特に預金契約の契約者と預金債権の帰属とが一致している必要性が高いことが裏付けられなければならない。また、部会資料74A第1、1の内容で改正をするときには、特約について悪意又は重過失の譲受人も債権者とはなるが、金融機関はその譲受人に対する払戻しを拒絶することができることからすると、マネーロンダリングへの対策という観点から実際に問題が生ずるのかという点についても、慎重な検討が必要である。

他方、上記①の理由は預金債権の特殊性を指摘したものであると思われるが、この理由による場合には、仮に部会資料74A第1、1の内容で改正をするときであっても、預金債権について例外とする必要性があるかという点に疑問が生ずる。部会資料74A第1、1では、同(3)において債務者が債務を履行しない場合における譲受人の催告の制度を設ける考え方が提示されているが、その該当箇所の説明で述べたように、この催告の規律は預金債権には適用される余地がない。そうすると、預金債権については、譲渡制限特約によって現在と同様に弁済の相手方を固定する債務者の利益を保護することが可能であり、預金債権の払戻事務に支障が生ずるという事態は想定し難いように思われる。

もっとも、債権譲渡による資金調達の促進という目的から、譲渡制限特約を対抗す

ることができないこととするための規律を別途設ける場合（本文(1)に関する説明参照）には、譲受人が債務者に対して直接払戻しを請求することができる場合が生ずる以上、上記①又は②の理由から、預金債権について例外として扱う規律の要否を別途検討することが必要となり得る。

以上のように、預金債権について特約の効力を現状通り認めるための特別の規定を設けることの要否は、上記(1)の検討結果と関係すると考えられるが、この点についてどのように考えるか、

2 対抗要件制度（民法第467条関係）

債権譲渡の対抗要件制度について、これまでの部会における審議を踏まえ、改正の要否及びその内容をどのように考えるか。

○中間試案第18、2(1)「第三者対抗要件及び権利行使要件」

民法第467条の規律について、次のいずれかの案により改めるものとする。

【甲案】（第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案）

ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

ウ(ア) 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(イ) 上記(ア)の通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。

【乙案】（債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案）

特例法（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律）と民法との関係について、現状を維持した上で、民法第467条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方があ

る。

○中間試案第18、2(2)「債権譲渡が競合した場合における規律」

債権譲渡が競合した場合における規律について、次のいずれかの案により新たに規定を設けるものとする。

【甲案】 前記(1)において甲案を採用する場合

ア 前記(1)【甲案】アの登記をした譲渡又は同イの譲渡の事実を証する書面に確定日付が付された譲渡が競合した場合には、債務者は、前記(1)【甲案】ウ(ア)の通知をした譲受人のうち、先に登記をした譲受人又は譲渡の事実を証する書面に付された確定日付が先の譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

イ 前記(1)【甲案】ウ(イ)の通知がされた譲渡が競合した場合には、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。この場合において、債務者は、通知が競合することを理由として、履行を拒絶することはできないものとする。

ウ 前記(1)【甲案】ウ(ア)の通知がされた譲渡と同(イ)の通知がされた譲渡とが競合した場合には、債務者は、同(ア)の通知をした譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

エ 上記アの場合において、最も先に登記をした譲渡に係る譲受人について同時に登記をした他の譲受人があるときは、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。最も確定日付が先の譲受人について確定日付が同日である他の譲受人があるときも、同様とするものとする。これらの場合において、債務者は、同時に登記をした他の譲受人又は確定日付が同日である他の譲受人があることを理由として、履行を拒絶することはできないものとする。

オ 上記エにより履行を受けることができる譲受人が複数ある場合において、債務者がその譲受人の一人に対して履行したときは、他の譲受人は、履行を受けた譲受人に対して、その受けた額を各譲受人の債権額で按分した額の償還を請求することができるものとする。

【乙案】 前記(1)において乙案を採用する場合

ア 前記(1)【乙案】アの通知がされた譲渡が競合した場合には、債務者は、その通知が先に到達した譲受人に対して、債務を履行しなければならないものとする。

イ 上記アの場合において、最も先に通知が到達した譲渡に係る譲受人について同時に通知が到達した譲渡に係る他の譲受人があるときは、債務者は、いずれの譲受人に対しても、履行することができるものとする。この場合において、債務者は、同時に通知が到達した他の譲受人があることを理由として、履行を拒絶することはできないものとする。

(注) 甲案・乙案それぞれに付け加えて、権利行使要件を具備した譲受人がない場合には、債務者は、譲渡人と譲受人のいずれに対しても、履行することがで

きるものとするが、通知がないことを理由として、譲受人に対する履行を拒絶することができるものとする規定を設けるという考え方がある。

(説明)

1 部会における審議の経緯について

債権譲渡の第三者対抗要件及び権利行使要件については、中間試案では甲案・乙案を併記するほか、現状を維持するという考え方を注記しており、当部会のこれまでの審議において、改正の要否をも含めた意見の対立が見られたところである（第74回会議までの部会における審議の経緯等については、部会資料63参照）。現在の対抗要件制度の問題点としては、債務者が複数の通知の到達の先後及び通知の有無を判断する負担を負うことと、債権を譲り受けようとする者又は譲受人からの照会があった場合に、債権の帰属について、債務者が回答する負担を負うことの二点が挙げられている。このうち特に前者の問題点からは、譲渡人が債務者の複数の支店や部署と取引をしていることなどを原因として、同一の債権の譲渡に関する通知が、異なる支店や部署に届くことがあり、その場合に、通知の到達の先後を把握することがより困難になるという問題や、債務者は、債権譲渡の通知が到達した場合に、同一の債権についての譲渡通知の有無を全ての支店・部署等に問い合わせ確認しなければならず、煩雑な手間をかけなければならないという問題など、実務的な問題が生じていると指摘されている。

第74回会議では、従来の部会における議論の経緯、パブリック・コメントの手に寄せられた意見や実態調査の結果などを踏まえて、第3ステージの審議が行われた。その際に使用された部会資料63では、中間試案の甲案の別案として、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付（日付のみならず、時間まで公証する制度を導入することも検討課題とされていた。）を付したものを債権譲渡の第三者対抗要件とする考え方が取り上げられ、審議の対象とされた。この甲案の別案は、債権譲渡が競合した場合における対抗関係の優劣について、確定日付の先後によって決することとしており、通知の到達の有無やその先後を管理し、判断するという債務者の負担を解消することを意図したものである。

第74回会議では、中間試案で提示された案での合意形成が困難であるとしても、これまで指摘されてきた対抗要件制度の問題点を解消するための改正を模索する努力が必要であるとの指摘があった。その上で、甲案の別案に対しては、その問題点を解消し得る考え方であるとして評価する意見があった一方で、実務的な懸念を示す意見も少なくなかった。具体的には、①債務者が知らないままに債権譲渡がされることになるので、現在よりも公示機能が劣ることになり、譲渡人が同一の債権を多重に譲渡してしまう事態を防止することができなくなるという意見、②特に債務者の承諾には、譲渡人が多数の場合における債権譲渡の対抗要件を簡易かつ安価に具備することができるという機能があり、これを維持することができなくなるという意見である。このうち、①の意見は、現在の対抗要件制度において、取引の当事者ではない債務者が債権譲渡の有無を把握していることによって、債務者から競合する譲渡がない旨の回答を得た上で、安心して債権を譲り受けることができる場合があるという点において、取引の安全の確保のために

一定の役割を果たしているという評価に基づくものである。この点については、債権譲渡の当事者ではない債務者が、公示機関としての役割を果たさなければならない負担を強いられることが現在の対抗要件制度の問題点の一つであるとして批判する意見もあるが、債務者には回答義務がないのであるから、回答したくない場合には回答しなければよいだけであるし、債務者が積極的に協力をしてくれる場合があつて、この場合に取引の安全が確保されているという実態を重視すべきであるという反論がある。

なお、甲案の別案に対して懸念を示す意見の中でも立場は分かれており、改正の必要性自体を認めた上で、引き続き中間試案の甲案の早期実現を目指すべきであるという意見、甲案の別案を採用にしても、登記に優先的な効力を認めることで取引の安全の確保を図ることを検討すべきであるという意見のほか、現状を維持すべきであるという意見などがあり、このような意見対立の状況を踏まえて、更に検討が続けられることとなった。

2 第74回会議後に提出された具体的な立法提案とその検討

(1) 立法提案の概要

上記のようなこれまでの部会における議論を踏まえて、第74回会議以降、対抗要件制度の見直しについて以下のような具体的な立法提案が提示された。

【A案】債権を譲渡した事実を譲渡人又はその指定する者が、公証人又は郵便認証司に対して申述した日時を証明するための行為をすること（公証人に譲渡の事実を申述してその日時を公証してもらうこと又は譲渡の事実を記載した書面を内容証明郵便で送付すること）を第三者対抗要件とし、その証明された日時の先後で対抗関係の優劣を決するという考え方。

この考え方に立った上で、債権を譲渡した事実を申述したことを一定の期間内に債務者に対して知らせなければならないこととするか、譲渡の事実の申述の方法を限定する（例えば、内容証明郵便を送付する方法によって郵便認証司に申述しなければならないこととする。）別案がある（第81回会議において提出された山野目章夫幹事「債権譲渡の対抗要件に関する見直しの方向について（第74回会議においてした発言の趣旨の補足説明）」参照）。

【B案】法人を譲渡人とする将来債権の譲渡について、第三者対抗要件を登記に一元化するという考え方（第82回会議において提出された経済産業省経済産業政策局産業資金課「債権譲渡の対抗要件制度について」参照）

以下では、A案とB案の内容を紹介しつつ、若干の検討を加えることとする。

(2) A案の検討

A案は、現行制度において対抗関係の優劣に関する情報を債務者のみが把握している点を改める必要があるという認識の下で、上記のとおり、債務者が債権譲渡の有無を把握していることにより債権譲渡取引の安全が確保されているという評価もあることを踏まえ、新たな案を提示するものである。

A案によれば、債権譲渡が競合した場合における対抗関係の優劣を、譲渡の事実を申述した日時の先後によって判断することができ、その日時について信頼性の高い証拠が存在する制度になるので、上記の現行制度の問題点を解消することができる

る。そして、権利行使要件が具備されて初めて、証明された日時に第三者対抗要件の具備という効力が生ずることとして、譲渡当事者が早期に権利行使要件を具備するインセンティブを与え、これによって債務者に譲渡の事実を把握させることによる取引安全の確保の要請も対応している。なお、A案の別案は、債権を譲渡した事実を申述したことを一定の期間内に債務者に対して知らせることとするか、内容証明郵便により郵便認証司に対して譲渡の事実を申述しなければならないとすることによって、第三者対抗要件具備から債務者が譲渡の事実を把握するまでのタイムラグを小さくするとともに、そのタイムラグが生じ得る期間の明確化を図っている。これは、対抗要件具備の方法について一定の制約を課すことにはなるが、債務者に譲渡の事実を把握させることによって債権譲渡取引の安全を確保することをより重視するものである。

A案による「譲渡の事実の申述」は、譲渡人又は譲渡人の指定する者が行えばよく、債務者を指定することも可能であると考えられる。したがって、現在は債務者の承諾という方法によって対抗要件を具備している取引については、債務者が譲渡の事実を公証人等に申述することによって、従来と同様の方法によって第三者対抗要件を具備することが可能であるとする。そして、一括決済方式のように、特定の譲受人が多数の譲渡人との間で行う同一の債務者に対する債権の譲渡については、現在と同様、債務者が譲渡の事実を申述する一通の書面を作成して、その日時の証明を受けることにより、簡易かつ安価に第三者対抗要件を具備することができるとする。そして、このような方法によって第三者対抗要件が具備される場合には、債務者は譲渡の事実を認識しているのであるから、同時に権利行使要件も具備されたという制度とすることでよく、改めて譲渡人又は譲受人から書面を債務者に送付する必要はないと考えられるから、従来の実務を維持することができるように思われる。

なお、A案の制度は、公証人又は郵便認証司が、日付だけでなく、時間まで証明する制度を設けることを前提とするものであるが、この制度の採否及び詳細については、今後の検討課題となる。

(3) B案の検討

B案は、資金調達の円滑化の促進という観点から債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化することが望ましいという考え方に立ちつつも、従来の審議の経緯に鑑みれば、第三者対抗要件を全面的に登記に一元化することは困難であるということを検討し、登記に一元化する対象を資金調達の円滑化のために特に必要と考えられる範囲に限定することを提案するものである。また、登記に一元化する対象について、金銭債権の譲渡に限定せず、金銭債権以外の債権の譲渡も対象としている点も、中間試案の甲案との違いとして挙げられる。

この考え方が採用されると、譲受人としては、法人を譲渡人とする将来債権譲渡がされた場合に限定されるものの、先行する登記の有無を確認することのみによって、競合する譲渡の有無を判断することができることになる。資金調達目的の債権譲渡の多くが法人を譲渡人とし、将来債権譲渡を対象に含むものであると言われていることからすると、B案の考え方は、特に資金調達の円滑化を図るという観点を重視する改正要望に実質的には応え得るものであるといえる。

もつとも、B案を採用する場合には、更なる検討課題がある。第一は、将来債権譲渡と一般の債権譲渡の対抗要件を区別することの当否及びその理由である。現在は、判例（最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁）が、将来債権の譲渡についても、既発生の債権譲渡と同様の方法で第三者対抗要件を具備することができるとしているが、将来債権譲渡と一般の債権譲渡の第三者対抗要件を区別する場合には、その根拠や妥当性が問題となるとともに、派生する問題として、将来債権譲渡の対象となる将来債権の内容を厳密に確定する必要が生ずる。この点について、乙案を提案する立場からは、将来債権の第三者対抗要件のみを登記に一元化する理由として、将来債権は、その帰属等をめぐる紛争が生ずる可能性が相対的に高く、取引安全の保護の必要があるという点に加え、将来債権譲渡は、具体的に債権が発生していない段階で譲渡の対象とするものであって、債務者の認識を通じて債権の帰属を公示する制度になじまないという点が挙げられている。また、B案では、将来債権譲渡の対象となる将来債権の内容について、対抗要件具備の時点で具体的に発生していない債権であり、履行に期限や条件が付されているものは含まないこととする考え方が併せて提案されている。第二に、B案が提案する承諾に代わる登記制度の創設の可否である。上記のとおり、対抗要件制度を改正する場合には、一括決済方式のような特定の譲受人が多数の譲渡人との間で行う同一の債務者に対する債権の譲渡について、現在と同様に、簡易かつ安価に対抗要件を具備することができる方法が確保されることが必要であるとの指摘があり、承諾に代わる登記制度の創設はこの指摘に対応しようとするものであるが、それが実現可能であるかどうかについても、今後の検討課題である。

(4) A案とB案の関係

A案とB案は両立し得る考え方であることに留意して検討する必要がある。すなわち、A案は、現在の債権譲渡登記制度を引き続き併存させることを前提とする考え方であるが、B案を採用した上で、B案によって第三者対抗要件が登記に一元化されない債権の譲渡については、A案の考え方を採用することも考えられる。

3 その他の検討課題

この説明の2で紹介したA案・B案によって合意形成が困難であれば、現在の対抗要件制度を基本的に維持することになるが、それを前提としつつも、検討すべき点があるとの指摘がある。

(1) 供託原因の拡張により債務者の保護を図ることの当否

第74回会議における審議で出された意見及びパブリック・コメントの手續に寄せられた意見の中には、現在の対抗要件制度の下では債務者が通知の到達の先後を管理しなければならないという負担を強いられているという認識の下、対抗要件制度の改正によるのではなく、供託原因を拡張することによって債務者の保護を図るべきであるという意見があった。しかし、債権が多重に譲渡された場合に債権者不確知を供託原因として供託をすることは現在でも可能であると解されており、債務者が弁済の相手方の判断に悩むような事案については、供託制度を活用することによって、債務者は誤弁済のリスクを回避することが可能となっている。現在よりも供託原因を拡張して債務者を保護すべきであるという意見は、このような実情を前提とした上で、新た

な供託原因としてどのような基準を設定するのか、その具体案を示すことができていないように思われる。およそ債権が多重に譲渡された場合には、債務者が対抗関係において優先する譲受人を判断することができるときであっても、供託をすることができるようにすべきであるという意見であるとするならば、これに対しては、債権の譲受人に不当な不利益を及ぼすこととなり、ひいては債権譲渡取引の障害となり得るとの懸念が示されているところである。従来の部会の審議においても、債権譲渡取引の支障となるような改正を避けるべきであるという点も考慮されながら、対抗要件制度の改正に関する議論が進められてきたことからすると、供託原因の拡張という方策によって債務者の保護を図ることは適切ではないと考えられるため、ここでは取り上げないこととしている。

(2) 事前の承諾の有効性の明確化の要否

判例（最判昭和28年5月29日民集7巻5号608頁）は、「債権譲渡の目的たる債権及びその譲受人がいずれも特定している場合に、債務者が予めその譲渡に同意したときは、その後あらためて民法四六七条一項所定の通知又は承諾がなされなくても、当該債務者に対しては右債権譲渡をもつて対抗し得る」と判示している。この判決は、飽くまでも権利行使要件としての承諾に関するものであり、かつ、事前の承諾が有効となる場合について限定を付しており、事前の承諾が対抗要件として常に有効であるとは言えないという認識は概ね共有されていると思われる。問題は、どのような場合に有効となるかという点であり、パブリック・コメントの手続では、これを法文上明確化する改正を求める意見が寄せられている。しかし、この点については現時点で見解が確立しているわけではなく、法文化が困難であると考えられることを踏まえると、引き続き解釈に委ねざるを得ないように思われるが、どうか。

(3) 債権譲渡が競合した場合における弁済の相手方に関する規律の要否

現在の対抗要件制度を維持した場合であっても、債権譲渡が競合した場合における弁済の相手方に関する規律として、中間試案第18、2(2)乙案に相当する規定を設けることの当否が問題となり得る。しかし、債務者の承諾を対抗要件として維持する場合には、承諾の効力発生時期が不明確であるという問題を解消することが困難であり、適切な規律を設けることができないことを理由として、中間試案では、現行の対抗要件制度を維持した場合には、中間試案第18、2(2)乙案に対応する規定を設けるという考え方は取り上げないこととされた。承諾の効力発生時期が不明確であるという問題の具体例としては、債務者の承諾後、債務者の関知しないところで確定日付が付された場合における効力発生時期に関して考え方が分かれている点が特に指摘されている。この点について、パブリック・コメントの手続に寄せられた意見の中には、確定日付が付された時に効力が生ずるという解釈を採用した上で、これを条文上明確化すればよいという意見もあった。しかし、確定日付が付された事実を債務者が認識していないにもかかわらず、確定日付が付された時点で第三者対抗要件が具備されたと扱うことについては、債務者が公示機関としての役割を果たし得ない事態が生ずることを認めることになり、取引の安全確保という観点からは適当ではないと考えられる。このような解釈を採用することについては、当部会の審議においても異論があったと

ころであり、上記意見を採用して承諾の効力発生時期を明確化することは適当ではないと考えられる。したがって、仮に中間試案第18、2(2)乙案に相当する規律を設けるのであれば、承諾の効力発生時期については解釈に委ねた上で、規定を設けることの可否を検討するということにならざるを得ないように思われるが、これを前提として、現行法を維持した上で中間試案第18、2(2)乙案に相当する規定を設けることの適否についてどのように考えるか。